

INFORMATION

●市役所からのお知らせ



人口 20.12.1 現在
()内は前月比

- 人口/327,300人(-60)
- 男/154,510人(-32)
- 女/172,790人(-28)

11月分・出生 188人
・死亡 260人
・転入 497人
・転出 485人

- 世帯/133,294世帯(+34)

1 市の計画に みなさんのご意見を

市で策定中の次の3種類の計画をより良いものとするため、市民のみなさんの意見を募集します。

様式は問いません(秋田市景観計画のみ所定の様式で)。ご意見、住所、氏名、電話番号を書いて、各提出先へ郵便かファクス、Eメールで送るか、直接お持ちください。なお、いただいたご意見は、住所、氏名などの個人情報を除き、インターネットなどで公表する予定です(個別の回答はしません)。

第2次秋田市地域福祉計画および第6次秋田市高齢者プラン

社会福祉制度の大きな変化を踏まえ、社会福祉審議会などの意見を伺いながら、現行の計画を見直した計画案です。

資料閲覧場所 地域福祉推進室、介護・高齢福祉課、市民相談室、土崎・新屋支所、河辺・雄和市民センター

※資料は市ホームページでもご覧いただけます。
<http://www.city.akita.akita.jp/city/wf/plan/>

意見募集期間 1月16日(金)～1月31日(土)

●意見提出先・問い合わせ

第2次秋田市地域福祉計画は…

〒010-8566 秋田市役所地域福祉推進室 ☎(866)2090
ファクス ☎(866)2417

Eメール ro-wfmn@city.akita.akita.jp
第6次秋田市高齢者プランは…

〒010-8566 秋田市役所介護・高齢福祉課 ☎(866)2069
ファクス ☎(866)2309
Eメール ro-wfkg@city.akita.akita.jp

秋田市景観計画

市の景観づくりの方針、市民の景観づくりに対する取り組みの推進などに関する計画案です。

資料閲覧場所 都市計画課、市民相談室、土崎・新屋支所、アルヴェ3階市民交流サロン、河辺・雄和市民センター、各公民館、各地域センター、都市計画課ホームページ
<http://www.city.akita.akita.jp/city/ur/im/kikaku/keikan/>

意見募集期間 2月4日(水)まで

計画案説明会 1月23日(金)午後1時30分～3時30分、市役所2階正庁で。直接会場へどうぞ。

●意見提出先・問い合わせ 〒010-8566 秋田市役所都市計画課

☎(866)2152
ファクス ☎(866)6957
Eメール ro-urim@city.akita.akita.jp

秋田市下水道事業基本計画

下水道事業が安定したサービスを提供できるように、より効率的な経営を行っていくための経営方針を定めた計画案です。

資料閲覧場所 上下水道局総務課、上下水道局お客様センター、河辺・雄和お客様センター、市民相談室、土崎・

新屋支所、アルヴェ市民サービスセンター、上下水道局ホームページ
<http://www.city.akita.akita.jp/city/ws/>

意見募集期間 1月19日(月)～2月6日(金)

●意見提出先・問い合わせ 〒010-0945 秋田市川尻みよし町14-8 上下水道局総務課 ☎(823)8434
ファクス ☎(824)7414
Eメール ro-wtmm@city.akita.akita.jp

2 都市計画の変更案の 説明会を開催します

秋田都市計画火葬場(外旭川字山崎地内)の計画区域など、都市計画変更案の説明会を開催します。直接会場へ。
日時/1月19日(月)午後6時30分

会場/外旭川地域センター

●問い合わせ 都市計画課 ☎(866)2152

3 就学援助制度を ご利用ください

市内の小・中学校に通うお子さんがいて、経済的に困りのかたは、学習に必要な費用、給食費などの一部に援助を受けられます。

●申し込み 学校で配られる申請書に必要事項を書いて、各学校または市教育委員会学事課 ☎(866)2243へ提出してください。



わかくさ相談電話…少年の悩みや心配事の相談に、電話や面接で応じます。相談日時は、月～金曜日(祝日を除く)の午前9時～午後4時、少年指導センター(秋田ニューシティ5階)で。相談電話 ☎(862)3225

◆ 1月26日(月)は文化財防火デー ◆

みんなで文化財を守りましょう!

「文化財防火デー」は、昭和24年1月26日に法隆寺金堂で火災が発生したことから始まりました。秋田市にも貴重な文化財がたくさんあります。市民の財産である文化財を火災・地震などの災害から守り、後世に受け継いでいきましょう。文化振興室 ☎(866)2246

灯油代を助成!

在宅で生活する高齢者世帯などへ、生活支援として灯油代などの暖房費を助成します。

対象1 平成20年12月1日現在、市内に住所があり、平成20年度の市県民税が全員非課税の世帯のうち、次のいずれかに該当する世帯

- ① **高齢者世帯**…満65歳以上(昭和18年12月2日以前生まれ)のかたのみの世帯
- ② **障害者世帯**
 - ・身体障害者手帳1級または2級のかたがいる世帯
 - ・療育手帳Aのかたがいる世帯
 - ・精神障害者保健福祉手帳1級のかたがいる世帯
- ③ **ひとり親世帯**…母親または父親と満18歳以下の児童(平成2年4月2日以降生まれ)のみの世帯

対象2 生活保護世帯

・昨年12月1日現在で生活保護を受けている世帯
 ※対象1、2とも、平成20年12月1日現在、世帯全員が社会福祉施設や医療機関に入所または入院している場合を除く

助成額 1世帯あたり5,000円(口座振り込み)

申請方法

対象世帯に1月上旬に申請書をお送りしました。対象世帯で申請書が届いていないかたは、下記までご連絡ください。世帯状況によっては対象とならない場合もあります。申請書は2月27日(金)まで福祉総務課へ郵送するか、受付窓口へ直接お持ちください。申請書は、市ホームページでも入手できます。
<http://www.city.akita.akita.jp/city/wf/oil.htm>

受付窓口

市役所、市保健所健康管理課、土崎・新屋支所、アルヴェ市民サービスセンター、河辺・雄和市民センター、岩見三内・大正寺連絡所、各地域センター(いずれも平日のみ受け付け)

問い合わせ

- 高齢者世帯**…介護・高齢福祉課 ☎(866)2095
- 障害者世帯**…障害福祉課 ☎(866)2093
市保健所健康管理課 ☎(883)1180
- ひとり親世帯**…児童家庭課 ☎(866)2094
- 生活保護世帯**…保護第一課・第二課 ☎(866)2096

韓国旅行は今がチャンス!

円高、ウオンの今、韓国旅行がとてもお得です。この機会に秋田空港から2時間45分、「秋田ソウル国際定期便」を使って韓国へ行ってみませんか。

商業観光課 ☎(866)2112



本場のキムチを味わってみては(ソウル市内の市場)

*旅行に関する問い合わせは、市内各旅行代理店へどうぞ。

4

固定資産税
償却資産の申告を
お願いします

固定資産税は土地や家屋のほか、会社や個人で工場・事務所・商店などを経営しているかたが事業のために使っている、構築物・機械・器具・備品などの償却資産にも課税されます。償却資産をお持ちのかたは、平成21年1月1日現在の所有状況を所定の申告書に書いて、2月2日(月)まで資産税課へ提出してください。また、申告書がお手元にないかたには郵送します。で、資産税課へご連絡ください。 **おもな償却資産の例** 構築物▼駐車場 舗装路面、看板などの広告設備、門、

5

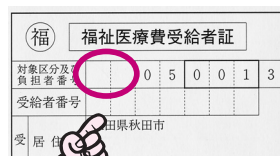
中小企業のかたなどは
福祉医療費受給者証
の保険変更手続きを

中小企業などで働くかたやその家族が加入する政府管掌健康保険は、昨年10月から全国健康保険協会(協会けんぽ)が運営しています。以前から政府管掌健康保険(オレンジ色の被保険者証)に加入していたかたで、福祉医療費受給者証の「対象区分及び負担者番号」の上2ケタが「72」、「73」、「74」、「75」、「76」、「80」のかたは、協会けんぽの被保険者証(水色)が届きしだい、被保険者証、福祉医療費受給者証、印鑑を持って、次の受付窓口で保険変更の手続きをしてください。

塀、外灯、受変電設備など 機械及び装置▼各種産業用の機械や装置など 船舶▼遊覧船、貨物船、ボートなど 航空機▼飛行機、ヘリコプターなど 車両及び運搬具▼運搬車、台車、大型特殊自動車に該当するフォークリフトなど 工具、器具及び備品▼事務機器、厨房用品、金庫、工具類など

●問い合わせ 資産税課償却資産担当 ☎(866)2836

●問い合わせ 障害福祉課 ☎(866)2093



この番号が「72」「73」「74」「75」「76」「80」のかたは変更手続きを!